

第4章 施策の分野と方向

本章では、基本目標（将来環境像）を実現するための市の取り組みや市民・事業者の役割について、基本理念ごとに示しています。それぞれの施策の方向における取組内容のもとに、市民・事業者・市の各主体の協働により、『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』の実現を目指します。

第1節 地球温暖化の防止と気候変動への対応を推進する

【関連するSDGsの目標】



(1) 地球温暖化の防止

生活の豊かさを追求した経済活動が、地球温暖化という地球規模の環境問題を引き起こし、多様かつ深刻な影響をもたらしています。今後はエネルギー大量消費型のライフスタイルなどの見直しや、石油や石炭などの化石エネルギーから太陽光などの再生可能エネルギーへの転換を促し、持続可能な脱炭素社会を築いていく必要があります。

施策の方向	取組内容	
温室効果ガスの排出削減	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活や事業活動における温室効果ガスの排出削減を促進する ○電気自動車などの次世代自動車の普及促進や、公共交通の利用を推進する ○住宅やビルなどの建築物の省エネルギー性能の向上を促進する ○フロン類の排出を抑制し、適正に処理する 	
	■ 市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における省エネルギーに取り組みます。 ・車を買う際は、電気自動車などの次世代自動車を選びます。 ・住宅の断熱化を進めます。 	■ 事業者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における省エネルギーに取り組みます。 ・業務用の車に、電気自動車などの次世代自動車を導入します。 ・事業所や工場の断熱化を進めます。
再生可能エネルギー利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの利用を促進する ○公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進する 	
	■ 市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー設備の設置に努めます。 	■ 事業者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの利用や関連する製品・サービスの提供に努めます。

施策の方向	取組内容	
二酸化炭素吸収源対策の推進	○山林や斜面林等を保全する	
	○公園や公共施設内の緑化を推進する	
	○生垣設置や屋上緑化等による都市緑化を推進する	
	○森林保護に関する啓発を推進する	
	■ 市民の役割	■ 事業者の役割
	・生垣、駐車場、壁面などの身近な緑化に努めます。	・屋上や壁面、事業所敷地内の緑化に努めます。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

① 温室効果ガスの排出削減

・公共施設を新たに建てたり改修したりする際には、建物の断熱化や、省エネに配慮した設備の導入に努めます。	環境部 施設を所管する各部
・電気自動車などの次世代自動車の普及や、自転車や公共交通機関の積極的な利用促進により、自動車使用における環境配慮を推進します。	
・日常生活や事業活動における環境への負荷を減らすため、啓発イベントの開催、環境学習の実施等により、省エネルギーの普及啓発を行います。	

② 再生可能エネルギーの利用推進

・学校等の公共施設において、太陽光発電設備や蓄電池等を導入します。	市長公室 環境部 施設を所管する各部
・市民及び事業者へ、太陽光発電設備や蓄電池の普及促進を図ります。	
・設立した地域新電力会社により、廃棄物発電の小売り事業をはじめとして、市内の様々なエネルギー関連事業に取り組みます。	
・バイオマスなど、新たな再生可能エネルギーの利用について調査・研究を進めます。	

③ 二酸化炭素吸収源対策の推進

・二酸化炭素の吸収源となる緑地を保全するため、都市緑地として公有地化や、緑地の保全活動を行うボランティア団体等に対する支援を行います。	環境部 街づくり部
・街なかの緑化を推進するため、緑のカーテンや緑化助成制度の普及促進を図ります。	
・再生紙など、森林保全に関連する製品の購入等に率先して取り組みます。	

(2) 地球温暖化への備え

近年、気温の上昇や局地的豪雨等の極端な気象現象が増えるなど、地球温暖化がもたらす気候変動による様々な影響が顕在化しており、もはや気候危機と言っても過言ではありません。今後は地球温暖化の防止だけでなく、地球温暖化によって深刻化する気候変動にも備えていく必要があります。

施策の方向	取組内容	
気 候 変 動 に よる 影 響 へ の 備 え	○健康、災害、農業、漁業、自然生態系の各分野の気候変動による影響への備えを推進する	
	■ 市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症や感染症予防など、身近にできる気候変動対策に努めます。 ・防災や減災に関する情報を収集し、活用します。 	■ 事業者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動が自社の事業活動に与えるリスクを認識し、適切な対策を進めます。 ・防災や減災に関する情報を収集し、社内で情報共有を図ります。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

① 健康分野

・「熱中症警戒アラート」の発表日は防災無線等で市民への注意喚起を実施します。	保健部
・熱中症による健康被害を防止するため、Web ページ等で熱中症予防に関する情報の周知・啓発を実施します。	
・地球温暖化によりリスクの増加が予想される感染症対策に取り組みます。	消防局
・救命講習会等の活動を通して、熱中症対策の必要性を啓発します。	
・緑地の保全や創出、都市緑化対策により、街なかの暑熱環境を改善します。	街づくり部
・「熱中症特別警戒アラート」等の情報やクーリングシェルの指定状況を Web ページに掲載し、市民への周知を図ります。	環境部
・「熱中症特別警戒アラート」の発表日は防災無線等で市民への注意喚起の実施やクーリングシェルターを指定します。	

② 災害分野

・減災マップや水害ハザードマップを配布し、減災の啓発に取り組みます。	危機管理室
・公共施設における再生可能エネルギー設備や蓄電池の設置など、災害に強い自立分散型エネルギーの導入を推進します。	環境部
・雨量や河川の水位に係る情報を収集し、提供します。	下水道部
・内水対策としての下水道整備や、雨水が地表面から一気に河川に流れ込むのを抑制するための雨水貯留・浸透施設の設置により、防災機能を高めます。	

<ul style="list-style-type: none"> 洪水の軽減につながるよう雨水の流出抑制や災害時の延焼防止など、グリーンインフラとしての機能がある緑地環境を保全します。 	街づくり部 下水道部
---	---------------

③ 農業・水産業・自然生態系分野

<ul style="list-style-type: none"> 農業における気象災害への対策を支援します。 	経済観光部
<ul style="list-style-type: none"> 漁場に発生した青潮など、海況に関する情報を収集します 	行徳支所
<ul style="list-style-type: none"> 市内生態系のモニタリング調査を実施します。 	環境部

コラム ～グリーンインフラとは～

グリーンインフラ（Green Infrastructure）とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めることです。

本市北部の国分川調節池緑地は、地域を洪水の危険から守るために、真間川流域の総合治水対策事業の一環として千葉県により造られた治水施設ですが、平常時は多様な自然と触れ合える憩いの公園となっており、グリーンインフラの一事例と言えます。



● 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

● 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

グリーンインフラのイメージ図（出典：国土交通省ホームページ）



国分川調節池緑地（下池）の様子



第2節 ごみの減量と資源化を推進する

(1) 3Rの推進

従来の大量消費・大量生産・大量廃棄型の経済社会活動は、資源の枯渇と廃棄物の最終処分場のひっ迫を招いています。廃棄物処理に伴う環境負荷を低減するためには、廃棄物の発生抑制（Reduce）を十分に行い、再使用（Reuse）に努め、再生利用（Recycle）できるものは、資源やエネルギーとして回収するという、3R（スリーアール）に関する取り組みの強化が求められており、健全な資源循環を確保することで環境負荷が低減され、快適な環境の創造につながります。

施策の方向	取組内容	
廃棄物の発生及び排出の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフスタイルの変革による廃棄物の減量（リデュース）を促進する ○再使用（リユース）を促進する ○事業系ごみの減量を促進する ○製造段階から廃棄物の減量や再資源化を考えたサイクルの構築を促進する ○廃棄物の発生を抑制する経済的手法を検討する 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の役割 ・ごみの発生の少ないライフスタイルを実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の役割 ・事業系ごみの減量を推進します。
	取組内容	
資源の循環的な利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○資源回収を推進する ○製造・販売事業者による再資源化への取り組みを促進する ○事業系ごみの再資源化を促進する 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の役割 ・資源の回収に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の役割 ・事業系ごみの再資源化に努めます。
	取組内容	

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみに含まれる資源化可能なプラスチック製容器包装、ペットボトル、紙類、布類の分別排出の促進のため、分別の徹底に向けた広報・啓発を強化します。 ・プラスチックごみの削減について広く市民に情報提供し、マイバッグやマイボトルの利用を促進します。 ・家庭から出る燃やすごみの組成の約3割を占める生ごみ削減のため、食べ残し等の食品ロスの削減、水切りやたい肥化の促進など、家庭でできる生ごみの減量対策を進めます。 ・生ごみ資源化の取り組みを検討します。 	環境部
---	-----

<ul style="list-style-type: none"> • ごみ処理に対する意識改革を図り、ごみの減量と分別を促進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を高めていくため、家庭ごみ有料化制度の導入を検討します。 	環境部
<ul style="list-style-type: none"> • ごみ減量・資源化に関する排出事業者責任の徹底を図るため、事業系ごみの減量・資源化対策を進めます。 	

(2) 廃棄物の適正処理の推進

環境への負荷を減らすため、どうしても不用なものとして排出される廃棄物については、不適正な排出や不法投棄を防止し、効率性と安定性を確保した適正な処理を行う必要があります。

施策の方向	取組内容	
廃棄物の適正処理の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭ごみの分別排出を促進する ○ 事業系ごみの適正処理を促進する ○ 廃棄物の排出ルールの周知を徹底する ○ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を推進する 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の役割 • 資源物とごみの分別排出に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の役割 • 事業系ごみを適正に処理します。
	取組内容	
一般廃棄物処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物の収集運搬体制の最適化を図る ○ 一般廃棄物処理施設の適切な施設運営を行う ○ 一般廃棄物処理施設の設備等の計画的な修繕・更新を行う ○ 次期クリーンセンターの建設計画を進める ○ 焼却灰等の再資源化と最終処分先の安定確保を図る 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の役割 • 廃棄物処理に関する理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の役割 • 廃棄物処理体制の整備に関する施策に協力します。
	取組内容	

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

<ul style="list-style-type: none"> • 排出ルールの周知等により、適正排出を推進します。 	環境部
<ul style="list-style-type: none"> • 排出者の役割、責任の徹底を図るため、基本的な排出ルールに違反したごみへの対策を強化します。 	
<ul style="list-style-type: none"> • 環境負荷の低減、コスト削減、市民の利便性向上のため、効率的な収集体制を検討します。 	
<ul style="list-style-type: none"> • 将来に向けて安定したごみ処理体制を確保するため、1994（平成6）年から稼働を続けるクリーンセンターの建て替えに取り組みます。 	

コラム ～海洋プラスチックごみ問題～

近年、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されています。2016（平成28）年の世界経済フォーラムでは、2050年には海洋中に存在するプラスチックの量が魚の量を超えると試算され、世界的な課題となっています。国では、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が閣議決定され、2020（令和2）年7月にはレジ袋有料化が義務づけられるなど、プラスチックごみの削減に向けた社会的な動きが加速しています。

本市においても、プラスチックごみが海洋汚染の原因となっていることを、広く市民・事業者へ情報発信して環境意識の向上につなげるとともに、3Rや分別の徹底等について周知・啓発を行っていきます。

マイクロプラスチックとは

- ・微細なプラスチックごみ（5mm以下）のことです。
- ・環境省においては、マイクロプラスチックによる海洋汚染の実態把握を推進しています。（日本周辺海域等における分布状況、マイクロプラスチックに吸着しているPCB等の有害化学物質の量の把握）

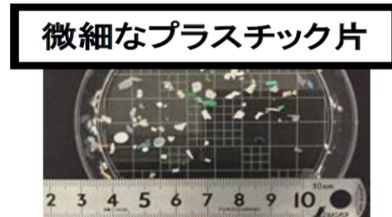
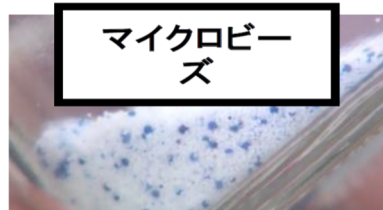
【分類】

① 一次的マイクロプラスチック

マイクロサイズで製造されたプラスチック。洗顔料・歯磨き粉等のスクラブ剤等に使用されているマイクロビーズなどで、排水溝等を通じて自然環境に流出してしまいます。

② 二次的マイクロプラスチック

大きなサイズで製造されたプラスチックが、自然環境中で破砕・細分化されて、マイクロサイズになったものです。



出典：プラスチックを取り巻く国内外の状況＜参考資料集＞（環境省）

コラム ～食品ロスの削減に向けて～

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。わが国では2017（平成29）年の1年間に約612万トンの食品ロスが発生したとされており、これは世界中で飢餓に苦しむ人々への食糧援助量（平成30年で年間約390万トン）の約1.6倍に相当します。1人あたりに換算すると年間約50kgとなり、毎日茶碗一杯のご飯くらいの量の食べ物を捨てている計算になります。

食品ロスの削減に向け、本市では下記のような取り組みを実施しています。

（1）学校での食品ロス学習

小学校ではゴミや食品ロスについて学んでいます。さらに各校では、給食の残菜量を測り、献立作成に反映させています。また、残菜が多くなりがちな和食について、児童に郷土料理や出汁について伝えていく取り組みを行っています。

（2）フードドライブの普及促進

フードドライブとは、家庭で余った未開封・手つかずで、賞味期限が一定以上残っている食品を地域の福祉団体やフードバンクに寄付する活動のことです。市のイベント等においてフードドライブを開催し、市民等の協力で集められたレトルト食品やお菓子、缶詰などの食品を、市川市社会福祉協議会が行っている「いちかわフードバンク」に提供しています。

第3節 うるおいのある水辺・緑地を保全し、人と自然とのつながりを形成する



(1) 生物多様性の保全再生(自然環境の保全再生)

私たちの暮らしは、自然環境から受け取る恵みにより支えられており、これらの恵みを将来にわたって享受するには、人と自然が共生する持続可能な社会を構築しなければなりません。

そのためにはまず、私たちの生活と生物多様性との関わりを知り、それを守ることの必要性を認識することが大切です。そして生物多様性に配慮した活動を実践し、生き物の生息空間である市内の緑地や農地などを守り育てていく必要があります。

施策の方向	取組内容	
生物多様性の保全再生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境の実態を把握する ○ 地域固有の生物多様性を保全再生する ○ 生物多様性の考え方をあらゆる主体に浸透させる ○ 生物多様性の保全と持続可能な利用についての地域戦略を推進する 	
	■ 市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活と生物多様性の関わりについて理解を深めます。 ・生物多様性に配慮した行動を実践します。 	■ 事業者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動と生物多様性の関わりについて理解を深めます。 ・生物多様性に配慮した事業活動を行います。
生き物の生息の場の保全再生	取組内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 緑地（山林、斜面林等）、農地を保全する ○ 水辺、湿地、干潟等を保全再生する ○ ピオトープなど自然環境の再生を図る ○ 湧水の保全対策を推進する 	
	■ 市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・生き物の生息環境の保全に協力します。 ・生き物を飼育する場合は、適正な飼育を行います。 	■ 事業者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・開発に際しては、自然環境に配慮します。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

<ul style="list-style-type: none"> ・市内の自然環境、生物多様性の保全状況やその推移を把握するため、生物多様性モニタリング調査等を実施します。 ・広く地域の自然環境に対する関心と理解を高めるため、生物多様性についての理解を深める講座や観察会等を実施し、様々な情報提供や環境学習の機会や場を提供します。 	環境部 教育振興部
---	--------------

<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全協定を締結している私有樹林地を保全します。 	環境部 教育振興部
<ul style="list-style-type: none"> ・千本公孫樹などの天然記念物や、絶滅危惧種であるイノカシラフラスコモ等を保護保全します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・外来生物対策として、アライグマの防除対策を実施します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・大町公園自然観察園の水辺環境の生態系を保全します。 	経済観光部
<ul style="list-style-type: none"> ・生物の生息、生育の場となる都市緑地等を保全します。 	街づくり部

(2) 自然とのふれあいづくり

身近な自然を大切にするとともに、自然とふれあうことのできる場や機会を増やし、人と自然との間に豊かな交流を保つことで、人々に潤いと安らぎがもたらされます。

さらに、緑地や水辺などの活用や都市農業・水産業の振興を通じて身近な自然の恵みを実感することで、体験を通して生物多様性についての理解も深めることができます。

施策の方向	取組内容	
水や緑とのふれあいの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○緑豊かな魅力ある公園等を整備する ○私有地や公共施設などの緑化を促進する ○動植物園、自然博物館、行徳野鳥観察舎等の利活用を進める ○巨木・クロマツの保全に配慮する ○川や海とふれあえる環境を整備する ○関係機関と連携して三番瀬の再生に努める 	
	■ 市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・公園等や河川敷の維持管理活動に協力します。 	■ 事業者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所敷地内の緑化を推進します。
	取組内容	
都市農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○減農薬・減化学肥料など環境に配慮した農業を推進する ○市川産農産物の普及など活力に満ちた農業を推進する ○市民農園などの運営を通して市民に親しまれる農業を推進する 	
	■ 市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・都市農業に対する理解を深め、地産地消を心がけます。 	■ 事業者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・減農薬による農業を行います。 ・地産地消を推進します。
	取組内容	
都市型水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○水産物の生育保護の取り組みを促進する ○地元水産業を振興する 	
	■ 市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・地元の水産業に対する理解を深めます。 	■ 事業者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・地元水産物の安定した供給に努めます。
	取組内容	

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

<ul style="list-style-type: none"> ・身近に自然にふれあうことが可能で、自然散策や自然観察、環境学習などの場としても活用できる都市公園等の整備を進めます。 ・生垣助成事業、駐車場緑化助成事業、屋上等緑化助成事業の実施により、民有地の緑化を促進します。 	経済観光部 街づくり部
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が土への親しみや都市農業への関心を深めることができるよう、市民農園等の体験農園事業を実施します。 	経済観光部
<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な漁獲量を確保するため、ハマグリ増殖などの採貝業の振興や客土による漁場環境整備等、漁業協同組合の事業に対し支援を行います。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市型水産業への理解と地元水産物の消費拡大を図るため、地元水産物のPR販売、魚のさばき方教室、いちかわ三番瀬まつり等の事業に対し支援を行います。 	行徳支所

コラム ～生物多様性と私たちの暮らし～

（１）生物多様性とは

地球上には多種多様な生物がいて、お互いに影響を及ぼし合うことで生態系が構成されています。そして、同じ種類の生物の中にも様々な個性があり、この豊かな個性とつながりのことを「生物多様性」といいます。

（２）生物多様性から受ける恵み

私たちの暮らしは、呼吸に必要な酸素はもとより、食べ物、木材、繊維、医薬品など、生物多様性がもたらす恵みの上に成り立っています。

また、人と自然とのふれあいは、レクリエーションや安らぎといった形で私たちの生活を豊かにしており、生物多様性が保たれることで、将来にわたって自然と共生する社会が実現できます。

一方で、生物多様性に対する理解や行動は十分に浸透していません。生活の中で自然にふれあう体験の場を通して、生き物のつながりについて理解を深めていくことが大切です。



コラム ～生物多様性モニタリング調査～

2014（平成26）年3月に策定された「生物多様性いちかわ戦略」の進捗管理をするため、市内の自然環境・生物多様性の保全状況やその推移を把握することを目的に、下記の調査を実施しています。

① 市民等モニタリング

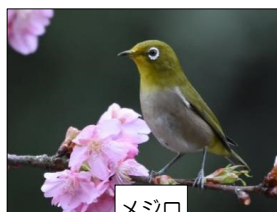
自然環境や生き物に興味を持つ市民等を募集して調査員として登録し、協働で調査を進めています。市が定めた指標生物29種を中心に、調査員が市内で発見した生物を市に報告してもらい、市のGIS「いちかわ生きものマップ」として公開しています。



② 鳥類ラインセンサス調査

市内の自然環境を「里山」「樹林地」「草原・水辺」の3つの環境に大別し、指標となる6種の鳥類（メジロ、ウグイス、セッカ、ヒバリ、コゲラ、アカゲラ）の生息状況を、継続的に調査しています。これらの鳥類が生息するためには、その餌となる昆虫等の生息環境が保全されている必要があるため、この調査により、生物多様性の状況を把握することができます。

【里山を好む種】



メジロ

【草原・水辺を好む種】



セッカ

【樹林地を好む種】



コゲラ



ウグイス



ヒバリ



アカゲラ

鳥類ラインセンサス調査で指標となる鳥類



第4節 健康で安全に暮らせる環境を確保する

(1) 生活環境の保全

私たちは、大気や水など周囲の生活環境が健全に保たれていることにより、健やかに暮らしていくことができます。もしそれらが汚染されれば、人の健康や生態系に深刻な影響を及ぼすことが考えられ、回復も容易ではありません。快適で住みよい環境を実現するためには、現況を把握し、環境負荷の低減を図るとともに、市民の生活環境の保全に関する意識を高め、行動につなげていくことが大切です。

本市の良好な生活環境を将来に引き継ぐため、大気や水、土壌などを良好な状態に保持します。

施策の方向	取組内容	
大気環境の保全	○工場などの固定発生源に対する規制・指導を行う	
	○自動車などの移動発生源対策を促進する	
	○大気環境における監視体制の最適化を図り、情報提供を行う	
	■ 市民の役割	■ 事業者の役割
	・ 自家用車の利用を控えるよう努めます。	・ 大気汚染物質の排出抑制に努めます。
水環境の保全	取組内容	
	○工場などからの排水に対する規制・指導を行う	
	○生活排水対策を推進する	
	○水環境の監視体制を充実し、情報提供を行う	
	■ 市民の役割	■ 事業者の役割
	・ 下水道への接続など、家庭でできる生活排水対策を実践します。	・ 事業系排水の適正な処理を行います。
地質環境の保全	取組内容	
	○工場などの土壌汚染対策に関する規制・指導を行う	
	○地下水の調査と採取に関する規制・指導を行う	
	○地盤沈下や地下水汚染の実態を把握する	
	■ 市民の役割	■ 事業者の役割
	・ 地質環境の保全に関する理解を深めます。	・ 有害物質の土壌への漏洩防止に努めます。

施策の方向	取組内容	
騒音、振動及び悪臭の防止	○工場などからの騒音、振動及び悪臭に対する規制・指導を行う ○建設作業における騒音や振動に対する規制・指導を行う ○道路交通における騒音や振動の調査を充実する ○日常生活から発生する騒音や振動及び悪臭について近隣へ配慮する	
	■ 市民の役割 ・日常生活から発生する音や臭 <small>にお</small> いについて近隣に配慮します。	■ 事業者の役割 ・事業活動や建設作業において、騒音、振動や悪臭の低減に努めます。
化学物質等の適正な管理	○化学物質等の使用及び排出の実態を把握し、適正な管理についての助言や指導を行う ○化学物質等に関する情報を提供し、リスクコミュニケーションの推進を図る	
	■ 市民の役割 ・化学物質に関する正しい知識を身に付けます。	■ 事業者の役割 ・化学物質の排出量の削減に努めます。
放射線量低減対策の推進	取組内容 ○空間放射線量等の調査を実施し、結果を公表する ○公共施設などの放射線量の低減対策を必要に応じて実施する ○今後の動向等を踏まえ、取り組みを見直す	
	■ 市民の役割 ・市の取り組みに協力します。	■ 事業者の役割 ・「市川市の放射線量低減の取り組みに係る基本方針」に沿った取り組みに協力します。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境については、一般環境測定局と自動車排出ガス測定局により常時監視を行うとともに、情報の提供を行います。 ・光化学オキシダントについては、日差しの強まる春から夏に濃度が高くなる傾向があるため、4月から10月に監視体制を敷きます。 ・建築物の解体等に伴うアスベストの飛散を防止するため、アスベスト除去等の作業についての規制を実施します 	環境部
<ul style="list-style-type: none"> ・水環境については、真間川、国分川、春木川、大柏川などの河川に加え、海域において水質調査を実施し、情報の提供を行います。 ・工場や事業場等の排水水の監視・指導を行います。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地質環境については、市域の地下水汚染の状況調査を実施するとともに、土壌汚染対策法及び市条例に基づき工場等に汚染状況の調査を指導します。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動や悪臭に関する調査や指導を行います。 ・騒音・振動については、自動車交通に関する調査の結果、一定の限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、道路管理者や千葉県公安委員会に対して対応を要請します。 ・悪臭については、工場・事業場などの事業活動に伴って発生する悪臭に対し、調査や規制基準に基づく指導を行います。 	環境部
<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質対策については、ダイオキシン類等の有害化学物質の調査を実施します。 ・化学物質に関する情報を分かりやすく提供します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に伴う原子力発電所事故由来の放射性物質が生活環境に及ぼす影響については、状況把握のため空間放射線量の定点測定等を引き続き実施します。 ・「市川市の放射線量低減の取り組みに係る基本方針」に基づき、追加被ばく線量1mSV/年未満を維持します。 	

(2) 安心・安全で快適な生活環境の整備

より良い環境をつくり、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていく上では、大気環境や水質環境といった生活環境の保全に加え、市街地のクロマツをはじめとする良好な景観の保全・形成、下水道の整備、総合的な治水対策の推進、交通の円滑化（交通渋滞の緩和）などにおいて、環境の保全及び創造の視点に配慮したまちづくりを進めていくとともに、ヒートアイランド現象や日照問題、風害、環境美化にも対応していくことが求められています。

環境の創造に配慮した視点から、安心・安全で快適な生活環境を整備します。

施策の方向	取組内容	
環境にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○緑や水を生かした景観を形成する ○暮らしと調和する景観を形成する ○下水道の整備を推進する ○下水道未整備区域において合併浄化槽への転換を推進する ○水洗化を促進する ○雨水排水施設の整備など浸水対策を推進する ○保水・遊水・貯留浸透機能の向上を促進する ○道路網の整備など円滑な交通処理の実現を図る ○公共交通の利用を促進する ○歩行空間及び自転車走行空間の確保を図る ○環境美化の推進を図る ○生活環境に影響を及ぼす新たな問題について調査・研究を進める 	
	■ 市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した街づくりに対する理解を深めます。 	■ 事業者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観づくりに協力します。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

・市街地のクロマツをはじめとする良好な景観の保全・形成を図ります。	街づくり部
・ガーデニングシティいちかわを推進します。	街づくり部
・下水道の整備を進めます。	街づくり部 下水道部
・水害のない安全なまちづくりのため、総合的な治水対策を推進します。	
・街なかの緑化により、緑あふれるまちづくりを進めます。	道路交通部
・交通の円滑化と安全で快適な歩行空間を確保するため、都市計画道路の整備等を行います。	
・市民マナー条例を推進し、市民の生活環境の向上や環境美化を進めます。	市民部

コラム ～水と緑の回廊マップ～

本市には、公園や緑地、水辺空間といった空間が多く残されています。これらはヒートアイランドの防止や生態系保全等、環境面でも様々な機能があるほか、見る人に安らぎをもたらすなどの心理的な効果もあります。

公園や水辺を多くの人に知ってもらうため、本市では「水と緑の回廊マップ」を作成し、市内の水と緑の拠点をつなぐ散策コースを示しています。市川市の魅力を再認識しながら、自然豊かな緑の中をゆっくり散策してみたいはいかがでしょうか。

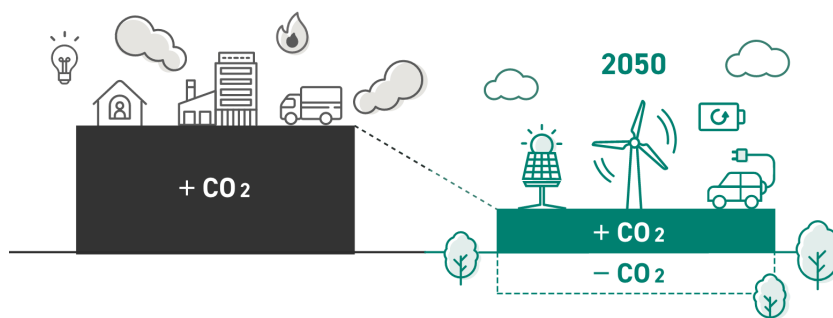
コラム ～カーボンニュートラルと脱炭素先行地域～

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

また、カーボンニュートラルの実現に向け、政府は、目標達成を20年前倒しで実施するモデル地域である「脱炭素先行地域」を100か所選定することとしています。

本市は、2025年5月に第6回脱炭素先行地域に選定され、脱炭素と子育て世帯の定住促進を目指し、賃貸集合住宅等での省エネ・創エネの取り組みを進めています。



出典：「環境省 脱炭素ポータル」ホームページ

第5節 環境を良くするために、市民・事業者・市による協働を推進する



(1) 環境学習の推進

身近な自然や地球環境を守り、持続可能な社会を構築していくためには、市民や事業者の環境に対する意識を高め、自発的かつ積極的な行動を起こしていくことが大切です。そのためには、子どもたちに限らず、多くの世代の人が環境について学習できる機会を提供する必要があります。学校教育のみならず、消費者教育、職場の教育、地域活動等を通じた環境に対する学習を推進するとともに、取り組みに携わる人材の育成が欠かせません。

事業者は環境に配慮した商品やサービスを提供し、消費者にはそのような商品やサービスを積極的に選び、需要を作り出す消費行動が求められています。また、市には事業者・消費者のこのような行動を促進していくため、必要な情報を伝えていくことが重要です。

施策の方向	取組内容	
環境学習の実施	○学校教育における環境学習を充実する ○地域での活動を通じた環境学習の充実を図る ○SDGsを意識した環境学習を推進する	
	■ 市民の役割 ・生活と関連する様々な環境問題について学びます。	■ 事業者の役割 ・事業活動と関連する様々な環境問題について学びます。
環境学習推進体制の整備	取組内容 ○環境学習に関する支援体制を整備する ○環境活動の指導者づくりを推進する ○環境学習から自主的な環境活動への進展を促進する	
	■ 市民の役割 ・環境活動を実践するための知識を身に付けるよう努めます。	■ 事業者の役割 ・環境活動を支援できる人材等を養成し、環境学習の推進に貢献します。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

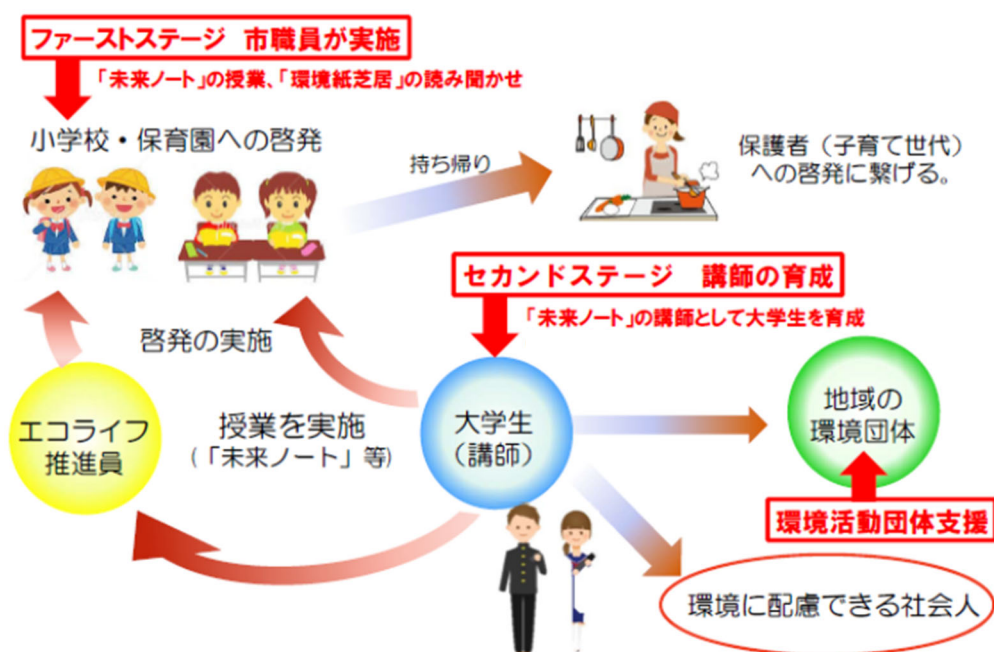
<ul style="list-style-type: none"> 環境学習において、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development：ESD）の視点を踏まえ、SDGsのゴールと紐づけた学習を実施します。 	環境部 教育振興部
<ul style="list-style-type: none"> 市内の自然環境にふれ、身近な自然から生物多様性について考えられる「自然環境講座」を実施します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 学校における総合的な学習の時間で、地球温暖化問題や食品ロス削減など廃棄物に関するテーマの出前授業等を実施します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 市民の自主的な環境活動を支援します。 	
<ul style="list-style-type: none"> いちかわこども環境クラブの活動支援のため、環境情報や環境学習の場を提供します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 農業・稲作の体験事業である「^{こめ}とく^{らぶ}」を実施します。 	

コラム ～戦略的環境学習～

本市では環境学習の一環として、小学4年生を対象とした、環境学習教材「未来ノート」を活用した地球温暖化に関する出前授業や、保育園児を対象とした、「環境紙芝居」の読み聞かせを行っています。

これらの取り組みは「戦略的環境学習」として、子ども自身の意識の向上と併せ、子どもが学んだことを保護者へ伝えることによる波及効果も期待しています。

なお、講師は市の研修を受けた環境活動推進員（市民）や千葉商科大学の学生が務めており、教わる側だけでなく、教える側の市民や学生の環境配慮意識の向上にも繋がっています。



本市の戦略的環境学習のイメージ図

(2) 環境活動への参加の促進

環境活動の輪を広げるためには、環境と社会や暮らしとのつながりを実感する体験学習の実施や情報の提供、市民活動団体との連携・支援等が大切です。

市民、事業者、行政などがより良い環境の実現に向けて協力し合うパートナーシップ社会を構築して、人と人とのつながり強化や地域の活性化を目指し、さらなる環境活動への参加の促進と活性化が望まれます。

施策の方向	取組内容	
環境情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する情報を収集・整理する ○環境に関する情報を様々な手段で分かりやすく提供する ○市民・事業者と環境に関する情報の共有を促進する 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の役割 ・ 広報紙や Web ページの環境情報を活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の役割 ・ 環境に関する情報の収集や自社の環境への取り組みの周知に努めます。
環境に配慮した活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮したライフスタイルを促進する ○環境に配慮した事業活動を促進する ○地域での環境保全活動への参加を促進する ○グリーン購入の促進など、環境配慮型市場の拡大を図る 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の役割 ・ 環境配慮型の製品やサービスの購入など、環境に配慮したライフスタイルに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の役割 ・ 環境配慮型の製品やサービスの提供などを通して、事業活動における環境負荷の低減に努めます。
協働による環境活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動団体への支援を行う ○市民活動団体などの交流や連携を促進する ○参加型の環境に配慮した活動を促進する 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の役割 ・ 市民活動団体の環境活動への理解と協力を努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の役割 ・ 環境イベントに参加し、他団体等との連携を図ります。

【市が進める主な施策】（主な担当部署）

① 環境情報の提供

<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者幅広く環境情報を提供するため、「市川市環境白書」の発行、広報紙、Web サイト、SNS 等の活用を図ります。 ・市と環境の保全に関する協定を締結している事業者等に対し、情報提供や情報交換の機会の提供等の支援に取り組みます。 	環境部
---	-----

② 環境に配慮した活動の促進

<ul style="list-style-type: none"> ・様々な環境問題に対し、市民目線での啓発を行うため、環境活動推進員及びじゅんかんパートナーの各制度を活用します。 ・製品やサービスを購入する際に、環境への負荷がより小さいものを購入するグリーン購入に取り組みます。 ・森林環境譲与税を活用して木材を用いた製品を購入するなど、国内の木材利用を推進することで、植林・育成・伐採・利活用による森林の循環利用を促して健全な森林を育成し、環境負荷を低減します。 	環境部
---	-----

③ 協働による環境活動の推進

<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び市民が広く環境への関心と理解を深めるため、いちかわ環境フェアを開催します。 ・市民、事業者、関係団体、市で構成する市川市地球温暖化対策推進協議会による様々な啓発活動（講演会・イベント）を開催します。 ・市民の自発的な環境保全活動を推進するため、環境活動団体の日頃の取り組みについての発表の場の提供など、支援を行います。 	環境部
---	-----



環境紙芝居の読み聞かせの様子



いちかわ環境フェア 2025 の様子